# 4 子育てに関する相談窓口

#### 母子相談ダイヤル

内 容:妊娠、出産、育児に関することのほか、女性特有の疾病、心身不調、不妊、予期せぬ 妊娠など、様々なお悩みに保健師が応じます。

相談日:平日午前8時30分~午後5時15分

電 話:0268-75-5656

問い合わせ先 ・・・ 総合福祉センター健康保健課 保健係 TEL 64-8882

### 家庭児童相談

内 容:養育者が子どもを虐待してしまいそうという不安、子どもの気になる言動、保育園や 学校生活で心配なことなど、子どもに関するさまざまな心配事や悩みに対しての相談、 支援を行います。

相談日:平日午前8時30分~午後5時15分

場 所:総合福祉センター 福祉課 福祉援護係 TEL 64-8884

佐久児童相談所 TEL 0267-67-3437

# ひとり親自立支援

内 容:母子家庭、父子家庭の生活全般にわたる相談と自立に必要な職業能力の向上、及び求職活動の支援をします。

相談日:平日午前8時30分~午後5時15分

場 所:総合福祉センター 福祉課 福祉援護係 TEL 64-8884

## 育 児 相 談

子育て支援センターでは、利用者支援員による育児相談や情報提供を行っています。

一人一人の状況や必要に応じて詳しくお伝えします。お気軽にお声がけください。

たとえば・・・

★ 保育園と幼稚園の違いは?

★ ○○で困っているけれど、どこに相談すればいいの?

★ 2人目妊娠。出産のときや産後、上の子の世話が心配。 など

問い合わせ先・・・ 子育て支援課 子育て支援係 TEL 64-5814

# 保育園について

保育園への入園のご相談。

問い合わせ先 ・・・ 子育て支援課 保育係 TEL 64-5903

### 『何でも教育相談』

小学校入学前のお子さんの就学に関することや、小学校・中学校の児童生徒についてのご相談。 教育相談員が一緒に考えます。

相談 日:毎週 月曜日~金曜日 午前8時30分~午後3時30分 (市役所の開庁日に準ずる)

問い合わせ先・・・ 東御市教育委員会 TEL 64-3200

## 障がい(児)福祉サービス等の利用・相談について

各種福祉施設のご利用や短期入所、在宅生活の援助など福祉サービスのご利用について情報を提供し、障がいのあるお子さんやその保護者のさまざまな相談に応じます。

難病等の方々も障がい福祉サービスの利用の対象となります。 対象疾患はお問い合わせください。

問い合わせ先 ・・・ 総合福祉センター 福祉課 福祉援護係 TEL 64-8884



# 児童虐待の防止

# 児童虐待とは…

保護者が18歳に満たない児童の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為です。 児童の人格形成に大きな影響を与えるとともに、時には児童の命を脅かすこともあります。 児童虐待は子どもの人権を著しく侵害する行為であり、「児童虐待の防止に関する法律」 で禁止しています。

### 児童虐待の種類

●身体的虐待:身体に傷を負わせるなど、生命に危険を及ぼす行為。 激しく揺さぶる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせる、冬に戸外へ 閉め出すなど。

● 性 的 虐 待 : 子どもにわいせつな行為をすること、させること。見せること。 身体にさわる、性器を見せる。ポルノ写真の被写体に強要することなど。

●ネグレクト:適切な衣食住の世話をせず、放ったらかしにすること。食事を与えない、入浴させない、汚れた衣類を着続けさせる、病気にかかっても医師にみせない、登校や外出の禁止、乳幼児を自動車内に放置するなど。

●心理的虐待:子どもの心を著しく傷つける行為。

言葉による脅し、怯えるほど大声で怒鳴る、継続的に無視する、子どもの情緒的要求に応じない、否定的な態度をとる、他の兄弟と著しく差別するなど。

### 「これも児童虐待にあたります」

- 保護者以外の同居人による虐待を放置すること。(ネグレクト)
- 子どもの目の前でドメスティック・バイオレンス(配偶者等への暴力)を行うこと。

# 「しつけ」と言って体罰をすることは許されません

令和2年4月1日より、「児童の虐待防止法に関する法律」が改正施行され、親権者が 子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが明文化されました。

最近の研究では虐待を受けることで、心身の発達に悪影響を与えることがはっきりわかってきました。

# 変だと思ったら、いつもと違うと思ったら、すぐ連絡を!

#### 子どもの様子

- ・悲鳴や叫び声が聞こえる
- ・不自然な外傷や打撲傷がある
- ・身体や洋服がいつも汚れている
- ・栄養不足で顔色が悪い
- ・家に帰りたがらない (帰宅拒否)

#### 保護者の様子

- 小さな子どもを残してよく外出する
- ・子どもの登園、登校をさせない
- 十分な食事を与えない
- ・地域や隣近所との交流がない
- ・保護者の怒鳴り声がする

## 子どものSOSに気づきましょう。子どもは自分から「助けて」とは言えません。

- 気付いた大人が、子どもを助けてあげましょう。
- 「児童虐待かな」と思ったら、迷わず下記へ連絡してください。
- 連絡したことで守秘義務違反に問われることはありません。また、連絡した人が 特定されてしまうような情報は決してもらしません。
- 通報を受けたら、事実関係を調査したうえで、必要に応じて児童相談所が児童を 一時保護し、安全を確保します。また、養育に関する支援、指導を行います。

# 主な相談・連絡先 ・・・ 総合福祉センター 福祉課 福祉援護係 TEL 64-8884 長野県佐久児童相談所 TEL 0267-67-3437

佐久市岩村田3152-1

- ●土曜・日曜・祝祭日・時間外の相談・連絡先●
  - ◆ 児童虐待・児童相談所 全国共通ダイヤル TEL 189
  - ◆ DV 24時間ホットライン TEL 026-219-2413



### 保護者の方へ

大切な子どもを傷つけないためにも、子育ての全てをひとりで抱え込まないで! 悩みは相談しましょう。